

規制の事前評価書（金融庁）

1. 政策の名称

グループ会社間等の貸付けに係る貸金業規制の適用の見直し

2. 担当部局

金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室

3. 評価実施時期

平成 26 年 1 月 27 日

4. 規制の目的、内容及び必要性

(1) 現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性

【現状及び問題点】

グループ会社（親子・兄弟会社）間の貸付けについては、現行法令上、貸金業規制の適用除外とする旨の規定が設けられておらず、基本的には貸金業の登録が必要とされている。近年、会社グループにおける資金管理システム（キャッシュマネジメントシステム）の高度化が著しいところ、グループ会社間の貸付けに対しても規制が適用されてしまうため、会社グループとして最適なキャッシュマネジメントシステムを構築するにあたっての妨げとなっているとの指摘がある。

また、合併事業における共同出資会社（株主）から合併会社への貸付けについても、現行法令上、貸金業規制が適用されるため、合併会社の資金ニーズに十分に答えられていないとの指摘がある。

【目的及び必要性】

上記の問題に対応するため、グループ会社間の貸付け及び合併事業における株主から合併会社への貸付けについて、資金需要者の保護の観点から支障がないと認められる場合には、貸金業規制の適用除外とする。

(2) 法令の名称、関連条項とその内容

貸金業法施行令第 1 条の 2（貸金業の範囲からの除外）

(3) 規制の新設又は改廃の内容

資金需要者の保護の観点から支障がないと認められる場合として、以下の貸付けについては、貸金業規制の適用除外とする。

1. 親会社と実質支配力基準に基づく子会社（会社法施行規則第3条第3項第3号子会社（以下、「3号子会社」という。）を除く）で構成される「会社グループ」に属する会社間（親子・兄弟会社等の間）で行われる貸付け
2. 合併事業における株主から合併会社への貸付けのうち、「全ての株主の同意」に基づくものであり、かつ、貸付けを行う会社が合併会社の「議決権の20%以上」を保有している場合の貸付け

5. 想定される代替案

貸金業規制の適用除外とするグループ会社間の貸付けについて、その「会社グループ」の範囲に、3号子会社を含める。合併会社への貸付けは本案と同様とする。

6. 規制の費用（代替案における費用も含む。）

（1）遵守費用

① 本案

今回の措置により、上記の貸付けのみを行う会社については貸金業としての登録が不要となり、貸金業務取扱主任者の設置や貸付時の書面交付等の負担がなくなるため、これらの貸付けを行うための費用が減少する。

② 代替案

本案と同様の費用減少が生じる。

（2）行政費用

① 本案

今回の措置により、上記の貸付けについては貸金業規制の適用除外となることから、国及び都道府県において、これらの貸付けのみを行う会社の貸金業の登録審査等に係る費用が減少する。

② 代替案

本案と同様の費用減少が生じる。

（3）その他の社会的費用

① 本案

今回の措置により、上記の貸付けを貸金業規制の適用除外とすることとしても、親会社の子会社の議決権の相当割合を有する場合の親会社と子会社の間には経済

的一体性が認められ、貸付先の会社の利益を阻害するようなインセンティブはないことから、資金需要者の利益を損なうおそれはなく、特段の社会的費用は発生しないものと考えられる。

② 代替案

貸金業規制の適用除外の対象となる「会社グループ」の範囲を画するに当たり、当該会社の3号子会社を含めるとした場合、これらの会社と当該会社には、本案の対象とする親会社と子会社の間のような経済的一体性が必ずしも認められるわけではなく、過度に貸金業規制の適用除外範囲が拡大し、資金需要者の利益を損なうような貸付けが行われる可能性があるなど、社会的費用が発生するおそれがある。

7. 規制の便益（代替案における便益も含む。）

① 本案

今回の措置により、上記の貸付けのみを行う会社は、貸金業としての登録が不要になることから、貸金業務取扱主任者の設置や貸付時の書面交付等の負担がなくなる。

また、貸金業者に課される負担を嫌って、最適なキャッシュマネジメントシステムを構築できないでいた会社が、今回の措置により、貸金業としての登録が不要になることで、自らのニーズに即した最適なキャッシュマネジメントシステムの構築を促されることにより、資金需要者に対する適切な資金供給が実現されるようになる。

② 代替案

便益の内容は本案と同様であるが、「会社グループ」の範囲が本案より広いことから、本案より多くのグループ会社が便益を享受できる。

8. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

（1）費用と便益の関係の分析

本案について、遵守費用及び行政費用が減少する上、最適なキャッシュマネジメントシステムの構築が促されることにより、資金需要者に対する適切な資金供給が実現されるという便益が発生することから、本案による措置は適当と考えられる。

（2）代替案との比較

代替案においては、本案と比較し、より多くのグループ会社の遵守費用及び行政費用が減少する一方、過度に貸金業規制の適用除外範囲が拡大することにより資金需要者の利益を損なうような貸付けが行われる可能性があるという、看過できない社会的費用が発生するおそれがある。

貸金業法は、「貸金業を営む者の業務の適正な運営の確保及び資金需要者の利益の保護を図る」ことを目的としているところ、資金需要者の利益が損なわれる可能性を伴う規制の見直しを行うことは、法律の趣旨に照らし、適当ではないことから、本案の方が適当であると考えられる。

9. 有識者の見解その他関連事項

平成 25 年 12 月 13 日に公表された、金融・資本市場活性化有識者会合報告「金融・資本市場活性化に向けての提言」において、「本邦企業の資金管理の効率化の観点からは、本邦企業の海外拠点を含めた企業グループ全体としての最適な資金管理（キャッシュマネジメント）システムの構築に資するよう、規制の見直しを検討することが必要である。」との提言がなされている。

10. レビューを行う時期又は条件

改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認められるときには、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。